

平成15年3月7日(金)  
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会  
第9回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第9回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成15年3月7日 午後2時30分

閉会 平成15年3月7日 午後3時25分

2. 出席した委員の氏名

委員	伊藤裕康	植村正治	岡田和子	小野征一郎
	佐藤 稔	島秀典	寿崎洋一	中村晃次
	中村靖彦	西橋久美子	二村雄三	増田常男
	本川廣義	矢野等子	山下東子	吉岡修一
	吉武雅子			

3. 水産庁側出席者

山川漁政課長

山根企画課長

高柳管理課長

井貫沿岸沖合課長

山下栽培養殖課長

佐藤資源管理推進室長

小林増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第38号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第39号 平成15年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

5. 報告事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（第7回漁獲可能量部会の結果報告）

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

資源回復計画の進捗状況について

6. 議 事

以下のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

[別紙のとおり](#)

目 次

1. 開会

1. 議 事

諮問事項

諮問第38号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第39号 平成15年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

報告事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（第7回漁獲可能量部会の結果報告）

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について  
資源回復計画の進捗状況について

その他

1. 閉会

開 会

山川漁政課長 定刻になりましたので、ただいまから第9回の資源管理分科会を開催させていただきます。

初めに、水産庁幹部の異動がございましたので紹介をさせていただきます。1月10日付で資源管理部中尾管理課長の後任といたしまして、高柳管理課長が発令されております。

高柳管理課長 管理課長の高柳と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

山川漁政課長 委員の出席状況でございますが、本日は委員25名中16名の方が出席されております。水産政策審議会議事規則によりまして、過半数とされておりますが、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

それでは分科会長、よろしくお願ひいたします。

議 事

諮問事項

諮問第38号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

小野分科会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

議事次第にありますように、本日は諮問事項が2件、報告事項が3件ございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。

まず、諮問第38号について御説明願います。

高柳管理課長 資料2に諮問をつけておりますので、朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 大島 理森

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく

基本計画の検討等について（諮問第38号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成14年12月5日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というのが諮問文でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。今回の諮問事項は、簡単に申し上げますとTACではなくて漁獲努力可能量（TAE）の設定に関するものでございます。

TAEに関しましては、前回の分科会で初めて基本計画を諮問させていただきましたが、今回は再度、これまでのTAEに関する本分科会での審議状況について、簡単に説明させていただきたいと考えております。

TAEに関しましては、平成13年のTAC法の改正で制度が法に盛り込まれました。それ以降、昨年3月開催の本分科会にはアカガレイ、サメガレイ、サワラ、トラフグ、ヤナギムシガレイの5魚種を対象資源として政令することに関し、昨年11月の本分科会におきまして、対象5種のうちアカガレイ、サワラ、トラフグの3魚種について、TAE設定を盛り込んだ基本計画に関しまして審議をいただきました。

今回は、TAE対象魚種といたしまして、政令指定済みの5魚種のうち、11月にTAE設定ができておりませんでしたサメガレイ、ヤナギムシガレイに係る追加のTAE設定を諮問させていただいております。これは、これまで他の3魚種に比べましておこなわれておりましたけれども、資源回復計画の作成のめどが立ったということから、今回設定する運びになりました。

前回の本分科会にはTAE設定の考え方といたしまして、資源回復計画と連携して運用することについて説明申し上げましたけれども、今回のサメガレイ、ヤナギムシガレイにつきましても、これから申し上げますとおり、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の対象魚種とあります。

今回、まず参考資料を中心に説明させていただきたいと思っております。

具体的には、資料2のファイルの中のうち真ん中辺に参考というのがございまして、参1-1と振っているかと思えます。横長の表になって恐縮でございますけれども、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の概要ということでございます。

この1におきまして、まず資源の現状と回復の必要性について説明しております。本計画の対象は、青森県から茨城県沖合性の太平洋で、沖底、小底の底びき漁業におきまして、漁獲される底魚資源を対象としております。

対象漁獲量の推移を資料の右側に付しております。

対象海域の北側の海域におきましては、サメガレイとキチジの2つが、また南側におきましては

ヤナギムシガレイとキアンコウの2つが漁獲されております。

最初に申し上げますが、今回名称には沖合性カレイ類とつけておりますけれども、キチジ、キアンコウといったものはカレイ類にはございません。

ただ一方では、サメガレイ、ヤナギムシガレイにつきまして対象を考えていたのですが、キチジはサメガレイと同じ漁場で、またキアンコウはヤナギムシガレイと同じ水域でとれるということから、しかもいずれも重要資源ですから、双方とも資源管理の対象とするということで地元漁業者から話がありまして、今回この2つも新しく、対象にしているといった経緯がございます。

グラフを見ていただきますとおり、サメガレイとキチジはほぼ同じ傾向で推移し、残念ながら長期で減少しているという状況でございます。

ヤナギムシガレイ、キアンコウは一時期低迷しておりましたけれども、90年代後半に回復しました。これは恐らく卓越年級群が発生したというふうに考えておりますが、その後再び減少してきておりまして、このままでは低レベルまで落ち込む可能性がある。したがって、回復計画をつくりたいと考えております。

2の資源の利用と資源管理等の現状に書いておりますけれども、これら資源は沖底、小底が対象漁業でありまして、これらの漁業は公的規制や自主規制による漁具の制限、休漁日の設定といった管理措置をこれまでもなされておりました。

3の資源回復のために講じる措置といたしまして、ここは今回のキーでございますけれども、端的に申し上げますと、関係県の沖合において、当該魚種が多く漁獲される期間、海域に保護区域を設定し、ここでの操業を行わないようにしたいということでございます。

ページを1枚めくっていただきまして、参1-2にサメガレイとキチジの保護区の海域を示しております。

さらにもう1枚めくっていただきまして参1-3といたしましては、ヤナギムシガレイとキアンコウの保護区の資料を設定しております。規模に大小はございますけれども、いずれも3カ所、合計6カ所の保護区域を設定するというところでございまして、それぞれの欄に書いてありますとおり、保護区域毎に定めた期間におきましては当該区域では操業を行わないということになっております。多少区域によって、また魚種によって期間は違ってきております。

ここでは資料をつけておりませんが、資源回復の効果といたしましては、回復目標といたしまして、サメガレイ、キチジにつきましては、宮城県以北の当該魚種の漁獲量について減少傾向を食いとめまして、5年後には5%アップ程度の増加をさせたいと考えております。

また、ヤナギムシガレイ、キアンコウにつきましては、現在の急激な減少を食いとめて、資源水準を維持することが目標でございます。

この休漁による資源管理効果は、当該4魚種以外の魚種につきましても有効なものになると考えております。

先ほどの横長のページに戻っていただきまして、4の欄でございますけれども、ここに漁獲努力量削減措置及びその効果に対する公的担保措置ということを、参1-1に書いております。

ここでは、実効ある計画にするためにTAEを設定するとともに、今後必要に応じまして漁業調整委員会指示等の禁漁区域の設定等の担保措置の実施も検討するというところでございます。

以上が本計画の概要でございますが、現在これは先月24日の広域漁業調整委員会、太平洋北部におきまして計画案が了承されまして、現在は公表のための水産庁内の決裁を進めておりまして、決裁が終わり次第公表というふうに考えております。

この計画に関するT A Eの設定についてでございますけども、3枚ほどめくっていただくと参考2 - 1とありますが、サメガレイ、ヤナギムシガレイのT A Eの設定について説明させていただいております。

今回は4魚種の中から北部はサメガレイ、南部はヤナギムシガレイとそれぞれの海域から1つずつを選びT A Eの設定対象魚種として政令しております。

このページの(1)の部分でございますけども、資源回復計画による漁獲努力量削減措置は、保護区域の設定ということでございます。

(2)のT A Eの設定の考え方でございますけども、資源回復計画による漁獲努力量削減措置といたしまして保護区域を設定しますが、この期間中に保護区域の操業が認められないことから、その周辺の海域に過度の漁獲努力量がかかる可能性がございますので、従来程度の操業に抑えるといった観点から、保護区域設定期間、保護区域の周辺水域にT A Eを設定するというものでございます。

(3)で漁業種類、T A E設定期間及び海域、漁獲努力可能量でございますけども、対象魚種といたしましては沖底、小底ということでこの2つを考えております。

また、設定期間でございますけども、保護区域の設定期間は、保護区域毎に異なっているということでございます。

本日、本分科会で答申いただければ、基本計画の公表というふうになっているんですけども、これを受けて関係県では国の基本計画の公表を受けまして、県の計画の変更手続と県規則の改正が必要になるわけですが、これに事務的におよそ2カ月かかると考えております。

したがって、今回御承認いただければ、T A Eの実施は5月からということを考えております。これはあくまで本年5月からということでございます。

こうしましたことから、ことし5月からT A Eに管理を開始しまして、保護区域の設定期間終了の6月まで設定するというのを、ここでは記載しております。

したがって4月までに、先ほどの表の方でも2月から始まるもの、あるいは3月から始まるものがあつたんでございますが、4月までに保護区域の設定が終了してしまう海域につきましては、今回はT A Eの設定から除くとしております。したがって、サメガレイの関係につきましては、青森県沖、またヤナギムシガレイにつきましては福島県沖、茨城県沖をT A E設定海域とするということでございます。

今、申し上げた中身が、1枚めくっていただきまして参2 - 2ということで、縦の地図でございます。上の方のサメガレイが5月1日から、ヤナギムシガレイも5月1日からということで、2つの海域のT A Eの設定を説明させていただいております。

続きまして、T A Eの数値でございますけども、これはもう1枚めくっていただきまして、参2 - 3の表になっております。これまでにT A Eを設定いたしましたアカガレイ等といったものと同じ考えで算出しております。具体的には、操業隻数と操業日数を掛けたものでT A Eを算出するというでございます。

詳しい参考といたしましては、参考2の3枚目、このページにつけております。考えといたしましては、T A Eについては従来程度の漁獲努力量で管理することが基本でございます。具体的には、沖底でありますと漁獲成績報告書の提出が義務づけられているということから、漁獲成績報告書から過去5年間の5月、6月の平均の操業日数を割り出しまして、これに許可している沖底の隻数を掛けてT A Eを算出するというでございます。

一方、小底につきましては、今回該当する青森、福島、茨城県につきましては、沖底と同様に過去5年間、5月、6月の平均操業日数につきまして聞き取り調査をするとしました。その調査で得られました平均操業日数に許認可の隻数をかけてT A Eを設定しております。

沖底の係数の欄、小底への換算漁獲努力量の欄があるかと思えます。これにつきましては、1. 沖底とあって注2というところがございますけども、ここでは異なる漁業種類があるということから、1隻であっても1隻日であっても、沖底と小底とでは違うということで、具体的には沖底の方が平均すれば10倍とれるということから、沖底は10倍、小底の方を1という比率で隻日数を計算しております。

したがって、1の沖底が係数といたしまして10、小底の方は係数はなしで1ということがございます。

これは、ヤナギムシガレイにつきましても同じ係数を使うということがございます。

最終的なT A Eの数値と県への配分でございますが、参考3という資料がございます、1枚めくっていただきます。ここにT A Eの数値を書いておりますけども、サメガレイにつきましては小底換算いたしまして1万688、ヤナギムシガレイにつきましては4万6,784ということがございます。これは小底換算した沖底と、小底の日数を合わせたものであり、それぞれ合わせたものがございます。

配分量でございますけども、大臣管理漁業である沖底につきましては、サメガレイは1,030隻日。小庁を青森県に対しまして388隻日配分するというものがございます。

また、ヤナギムシガレイにつきましては、大臣管理漁業である沖底につきましては4,418、知事管理漁業であります福島県に対しましては、小底で1,200。茨城県に対しまして、小底では1,404という隻日を配分するというところがございます。

多少説明が長くなりましたが、以上が諮問第38号に関する説明でございます。

今の中身の具体的な記述といたしましては、最初に説明申し上げませんでした、このファイルの2-1ページの横長の新旧対照表に、具体的に記述させていただいております。

では御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問をお願いいたします。

矢野委員 ちょっと伺いたいんですけども、この4種とも相当資源量が減っているんですけども、これは単純にとり過ぎが原因なのか、それとも何か生育環境の変化が影響しているのか。

それともう一つ伺いたいのが、ヤナギムシガレイ、キアンコウについては、卓越年級群の発生でしばらく高水準にあったということなんですが、この卓越年級群の意味を教えてくださいたいのと、それがまたこのところ減っているというのは、やはりとり過ぎなのか、それともほかに原因があるのかということをお伺いしたいんですが。

小野分科会長 では2点ですが。

佐藤資源管理推進室長 今御質問の件の、まず第1点目でございますが、正確に言いますと漁獲量でございます。資源量というのはまた別にありますけど、普通は資源量は漁獲量で事実上同じ流れをしますので、これを資源の変動だと見た場合、例えばこれらがこの産卵時期が沿岸であるとか、藻場、干潟をもし活用しているとか、そういう利用している魚種であれば環境の影響が大きいかと思うんですが、サメガレイ、キチジ、ヤナギムシ、キアンコウは、いずれも沖合魚種だと思います。

それで、海洋の大変動の部分については不明確でよくわかりませんが、いずれにしてもサメガレイ、キチジは過去相当とれて、実感として非常に高い魚でもあったので、これは恐らく主要な原因

はとり過ぎではないかとも見てもいいんじゃないかと思います。

それから、ヤナギムシガレイとキアンコウに見られる卓越年級群ということなんです、そもそも海の魚というのは、普通、毎年同じくらいの魚が産まれるということが実は珍しくて、どんな魚もおおむね環境に応じて変動します。

そういう中で、特に浮き魚などは、稚魚の間の環境が非常に大幅に変更してくる。つまり、海の上の方は環境変化が大きいものです。底で小さいところに育つものというのは、えさの関係とか、海流、水温の関に影響されますが、たまたまうまく残ると、もともと膨大な数の子供を産んでますのでそれが生き残る。

ところが底魚についても、表面よりは環境が安定していると言われながらも、なぜかこれが何年おきかにふえてくる。よく見ますといろんな漁業というのは、そういう何年かに出てきた卓越年級群を専ら利用して、また次の卓越年級群を利用する。これは、幾ら資源をうまく管理して、つまりとらない魚においてもふえたり減ったりする傾向はどうしてもあります。

ただ問題は、こういうふうにならぶときに、それをいかに長く山を続かせるか。かつ、次の卓越が発生しやすいように、いかに親を残しておくかという、卓越の環境がよくてたまたま出たものをねらって集中漁獲を抑えるということで、資源の管理をやっていく。

逆に言いますと、この卓越年級群の発生というのは、漁業経営にとってはいいことですが、そこで少し我慢をするというような組み立てをやっていきたいということです。ヤナギムシもキアンコウも一定の変動がありますが、何とかここで圧力を下げることで、この減少を食い止めていきたいと考えているところです。

以上です。

小野分科会長 そのほかに。

植村委員 ただいま説明がございました、サメガレイ等にかかわる禁漁期間の設定については、この海域における沿岸漁業と、底びきによる資源の枯渇問題が随分やかましく意見が出された地域なんです。

そういった面で、資源の回復というものの立場において、この5月、6月の期間というのは、そういう沿岸漁業者のいろいろな要請等も受け入れながら、こういう設定をされたという経緯とみなしていいんですか。

高柳管理課長 まさに委員おっしゃるとおりでございまして、地元の漁業者、また自治体もそうでございますけれども、何度も何度も議論を重ねまして、その結果といたしましてこれでいきたいと思います。しかもそれによって、十分な回復が考えられるということから、この区域、この期間を設定いたしております。

植村委員 わかりました。

小野分科会長 そのほかに御質問、御意見。

島委員 私のはちょっと確認でございます。資料2 - 1ページですけれども、最初に太平洋北部海域のサメガレイの動向がございすね。漁獲量の動向と、その後資源評価の記述がございすが、その下の太平洋保護区海域のヤナギムシガレイの動向に関しては、漁獲量の動向の記述があつて変動しているんですけれども、資源評価の記述はあえて避けられたんですか。何か意図があつたんでしょうか。ちょっと確認だけですが。

小野分科会長 資源評価の記述がどうかということですが。

佐藤資源管理推進室長 これは実は水産研究所が従来から、専ら資源評価の対象にしていた魚種

も、実は資源回復計画の中にあるんですが、そうでない魚種もあります。そういうものでないものは、実は資源評価のレベルが今から始めるという状態でありまして、だからこのヤナギムシにつきましては、そういう水系による公的な資源評価がまだ出されてなかったということから、こういうふうはこちらの部分はないということでございます。

中村（晃）委員 私が聞き逃したんならまことに申しわけないんですが、T A Eは保護区の設定の効果を損なわないようにやる措置だというふうに理解したんですが、その保護区自体は何に基づいて、だれが設定するという格好になるのか。そこをちょっと教えていただきたい。

佐藤資源管理推進室長 保護区につきましては、もともとこの水域がどういうところで、どの時期に、どういう魚がとられているか。これはなかなか漁獲成績報告書だけではわからないんです。それで漁労長まで呼びまして、漁労長の段階で、細かくどこの水域が重要かということをして、じゃあ、おおむねこの辺をこの時期集中漁獲されているとか、保護はこの辺をまずしましょうと。そこで皆で話し合って、じゃあ、わかりやすいように、本当だったら水深線に沿って引いてますから、例えば100mか150mの水深線ということなんですけど、決まりがわかりにくいので線を引きました。

これにつきましては、基本的には今回は自主規制から入ります。初めから公的規制に入ると、いわゆる自主規制から入ると幾つかあります。

例えば、従来からもそのたぐいの規制が行われていて、実はあんまり守られていないとか、一部の業者はそういう人がいるというときは、ほとんどまず最初から公的規制で、例えば委員会指示でバンとかけないと、実効性が最初から上がらない。

もう1つは、今回これをまとめるだけで地域の会議で100回以上の会議をやってきておりますので、ここまでみんなで合意したものは、ほぼ間違いなく守るという場合は、最初に漁労長に言って、もし入ったときがどうこうというのが多少あったとしても、まず自主規制から入る。

そうしますと、万一この中にこれを違反している人がいる。違反といいますか、自主規制を守らないと。そういう事実が出てきたときには広域漁業調整委員会で、個々についての委員会指示をどんどんかけますというやり方をまず考えた。

もう1点の御質問の、いわゆるT A Eの考え方なんですが、基本的にT A Eの考え方というのは、もちろんT A Eそのものを削減するということと、事実上同じことを保護区の中でやっているんですが、厳密に言いますとそこをとらないわけです。

しかし問題は、削減すること自体は資源回復計画の中で明確に場所と時期と方法を決めます。

ところが、その痛みを少しでも緩和しようということで、その時期に、例えば20日の出漁日を、この禁止区域を設けられたので、22日とか23日にしないと合わないという行為が出てくることでは困ります。

つまり、今ある努力量から削減を引いた、残りはふやさないでください。そうしないとせっかくの保護の効果が、ほかの水域で過剰な漁獲を行われると戻ってしまう。だから、済みませんが、保護区以外については従来程度の操業隻日数で抑えてください。そうすれば、必ず資源管理効果は出てくるでしょうという形で組んでおります。

だから、保護区よりもここで設定したのは、その当時、沖底なり小底が操業すると思われる海域全域で、とにかく従来程度の操業隻日数に抑えてくださいということで、相互削減措置等を従来程度に抑えるところを相補完しまして、全体としての削減効果は実効性のなくならないようにしているということでございます。

小野分科会長 それではほかに、御質問、御意見。

島委員 少し納得がいかないというか、先ほどのヤナギムシガレイの件ですけれども、資源回復措置をするための根拠が、資源評価をきちっとしないと難しいんじゃないかという感じがするんです。

というのは、御説明があったことは、ヤナギムシガレイに関してはよくわかるんですけども、しかしこれでいけば、2～3年もしないうちにまたふえるんじゃないかという裏にも読めなくもないし、大変変動が激しい。

しかし、資源回復計画の概要を読ませていただきますと、資源が急激に減少しているから、ヤナギムシガレイに関しても資源回復のための重要魚種として位置づけ、資源回復措置を実施すると書いていますので、動向だけじゃなくて、やっぱり資源評価を入れる必要があるのではないかという感じがするんですが。

佐藤資源管理推進室長 いわゆる資源の評価のレベルというのは、対象魚種、浮き魚とか底魚とか、産卵するまでには10年近くかかる魚種とか、その年で子供を生むとかいるんなものがありますので一律に比較はできませんが、例えばヤナギムシ、キアンコウも地域によっては重要魚種でございますので、これは従来からの資源管理とかいるんな流れで、レベルの高いものではありませんが、地元の水産試験場などが、CPU Eとかを追いかけております。

だから、全く今後どうなるかわからないというものであれば、逆に漁業者がそういうのにわざわざやる意味があるかということなんですけど、やはり漁業者も沖の感覚で、これは増えた理由は多分自然に増えたんだらう。このままはよくない。

それからもう1つ、定性的な理由で、明らかにヤナギムシとキアンコウは小さいものをとっている。これはいわゆる成長乱獲ですが、もっと大きくしてとれば、同じ資源量でも人間が利用している重量としては、例えば倍になるとか、そういう意味でやれば、絶対尾数についての変動は、これは天然でやむを得ないにしても、その採捕年齢を少しでも上げるということで、このヤナギムシ、キアンコウについては、小型魚が多くとられるところに保護区を3カ月設けましょうと。この後7、8月と、いわゆる公的禁止期間がありますので、この水域につきましては4、5、6、7、8という丸5カ月、この保護区を設定する。そうすると、稚魚の時期に保護されて、またある程度大きくなったら分散していきますので、そうしたらその3カ月、述べ5カ月の保護効果が、翌年漁獲対象になってくる。

そうしますと、今言われましたように、本当に厳密な資源評価云々ということではないんですけど、明らかに定性的にはこの3カ月の保護効果というのは、翌年なりその翌年なりに出てくるのではないか。それを同時に今、国のこの資源回復計画のあった魚種については、資源のデータの収集が弱ければ、強化していきます。その強化する中で、実効とあわせて資源の評価レベルを上げていくということをとっておりますので、中にはちょっと低いのもありますけれど、とにかく現実として、例えばよくあるんですが、よく調べてから実施した方がいいというのは、もちろんそのとおりなんですけど、その調べる間に加圧が進んでしまう。これをどこで抑えるか。

例えば調べ終わるまで、半分ぐらいで我慢してくださいということを漁業者が受けていただければいいんですけども、そうもいかないということで、とにかく実効と同時に、資源評価のレベルを上げていくという手法をとることにしております。

小野分科会長 そのほかに御質問、御意見ございますか。

これは太平洋広域漁業調整委員会で議論された結論なんですけど、諮問第38号は原案どおりでよろ

しいでしょうか。特に御異論ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

諮問第39号

平成15年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

小野分科会長 次に諮問第39号について、御説明をお願いいたします。

山下裁培養殖課長 資料3に基づきまして、諮問第39号の説明をさせていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 大島 理森

平成15年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第39号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

引き続きまして、内容につきまして御説明をいたします。

1枚ページをめくっていただきまして、下の方で説明という部分がございます。「この計画案につきましては、農林水産大臣が、水産資源保護法の規定に基づきまして、独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施する人工ふ化放流について、河川及び放流数を定める」という趣旨のものでございます。

さらにもう1ページめくっていただきたいと思います。ここでは全体の総括表が明らかにしてございます。サケ、カラフトマス、サクラマス、ベニザケにつきまして、その放流水系の数、放流施設の数、放流予定数をこの表に明らかにしてございます。

なお、括弧内の数字につきましては前年度のものでございまして、その下に記載しておる数字が15年度の計画案でございます。

内容でございますが、まず、サケでございます。前年度より2,380万尾減少しております。これは現在、さけ・ます資源管理センターの事業所のうち、相当部分を民間に移管してきておりますけれども、15年度の移管分でございます幕別事業所1カ所、2,380万尾相当でございますが、その分が減少いたします。

この放流分につきましては、民間のふ化場で実施されるということございまして、北海道全体ではサケの放流数は変化はないということになっております。

次に、カラフトマスでございますが、これは前年度と同じでございます。

それから、サクラマスとベニザケについてでございますが、サクラマスは前年度より22万 5,000尾増加、ベニザケにつきましては 8,000尾の減少となっておりますが、これらにつきましては親魚の確保状況による増減ということでございます。

以上が総括表でございますが、平成15年度には21水系で19の施設を用いまして、全体で2億 653万 7,000尾を放流したいという計画でございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。この表では21の河川につきまして、水系別、魚種別の内訳の数字を書いております。内容の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上が諮問の内容でございますが、次のページから参考資料といたしまして、さけ・ます資源管理センターの放流計画分を含みます、全国の都道府県の放流計画等をまとめてございますので、説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきますと、北海道から石川県まで表にしてございます。平成15年度の放流計画でございます。

全体的に、サケにつきましては若干の減少でございます。

カラフトマスにつきましては昨年と同じでございます。

サクラマスにつきましては若干減少です。

ベニザケについては、資源管理センター分だけでございますが減少ということで、全魚種の合計で、前年度19億 7,000万尾のところ、平成15年度の計画では19億 6,200万尾余りを放流するという計画でございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。これまでのさけ・ます人工ふ化放流事業の概要ということで、放流数・回帰率を魚種ごとにまとめております。

まず、左上のものでございますが、サケにつきまして放流数、回帰率を表にしております。従来20億尾を超える数を放流しておりましたが、近年は若干減少しております、平成14年度では18億 1,900万尾でございます。

サケは、主に4年後にその主群が帰ってくるということでございますので、その右側に4年ずらしまして、4年後の沿岸来遊数から回帰率、単純な回帰率という計算でございますが、これを記載しております。

11、12年度には沿岸来遊数が 4,800万尾、それから 4,400万尾と減少しておりましたが、平成14年には 5,740万尾というふうに回復いたしました、それに伴いまして回帰率も若干回復してきております。

次に、その右側にございますサクラマスでございますが、ここでは放流数だけを記載させていただいております。昭和40年代の 500万尾の放流から徐々に増加してまいりまして、最近では 1,500から 1,700万尾程度の放流数で推移しております。平成14年度は 1,768万尾の放流となっております。

それから下がカラフトマスでございます。放流数は 1億 3,000万尾から 1億 4,000万尾前後となっております。平成14年度は 1億 3,300万尾でございます。

回帰の方でございますが、1年ごとに豊漁年と不漁年がございまして、平成14年は豊漁年でございます、1,338万尾余りが来遊しております。

次が最後のページになりますが、数字が細かい字で大変恐縮でございます。道県別のサケの沿岸来遊数、放流数及び回帰率の推移をこの表にまとめております。

沿岸来遊数の欄でございますが、北海道では平成14年には前年より若干減少しておりますが、ほ

かの本州各県ではおおむね前年を上回る回帰、来遊が見られております。

ただし北海道につきましても、平成11年、12年に比較いたしますと、若干回復を見ております。

それから岩手県についてでございますが、近年沿岸来遊量が非常に少なくなってきたりまして、まだ回復といったところまでは至っていないという状況でございます。

以上で資料の説明は終わらせていただきますが、さけ・ます資源管理センターにつきましては独立行政法人ということで、各年度ごとに年度計画を農林水産大臣に届け出ることになっております。したがって、本日諮問をいただきますと、その内容で平成15年度の計画を作成することになっておりますことを、つけ加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますか。

西橋委員 大変初歩的な質問で申しわけないんですけども、サケ・マスの回帰率はどのように調べるものなんでしょうか。

それから、この数字を見てみますと 1.2とか、大きくても 3.1とか 4.5ですが、これは妥当というんでしょうか、この程度でよろしいものなんでしょうか。それとももっと本当は上げられるものなんでしょうか。

山下载培養殖課長 回帰率につきましての御質問でございます。まず最初の点でございますが、さけ・ます資源管理センター及び各道県の水産試験場等でございますが、沿岸に来遊してきましたサケの魚体の大きさ等を毎年測定いたしまして、何歳の魚が帰ってきたかというのを調査をいたしております。

大体サケの場合には、4歳魚が帰ってくるのが主体でございますが、昨年秋以降のこのシーズンにおきましては、5歳魚もかなり率が高い回帰になっております。

このように、各試験研究機関の方で毎年調査をして、回帰率を計算をしているところでございます。

それから、回帰率自体の数字の大きさについてでございますが、先ほど参考資料の後ろから2枚目に魚種ごとの回帰率の表をごらんいただきましたが、例えば、カラフトマスでは平成6年ですとか平成8年には10%を超える回帰率の年もございました。この辺、カラフトマスとサケでは種類が違います。したがって、生物としての性質が違いますから一概には比較できないのでございますが、もっと回帰率を高くしたいという気持ちで、毎年ふ化放流、あるいは調査研究に取り組んでいるところでございます。

小野分科会長 そのほか御質問、御意見ございますか。

特になければ、諮問39号については原案どおりでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

## 報告事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（第7回漁獲可能量部会の結果報告）

小野分科会長 それでは報告事項に移りまして、報告事項の（ ）について、中村部会長、お願いいたします。

中村（晃）部会長 それでは、報告事項の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討」、これはTACの検討でございます。

お手元に資料4がございます。ここに諮問の内容が記載されておりますが、先ほど開催されました第7回漁獲可能量部会でこれについて検討が行われました。原案どおり、ズワイガニにつきましては農林水産大臣管理分のA海域、これは西部日本海に300t、都道府県知事管理分につきましては北海道に87t、福井県に26t、合わせて413tの追加配分をするという決定がされました。

本件は、TACの総枠はそのままということで、留保分になっているものを配分するというところでございまして、部会での決定事項となっております。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますか。

#### 第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

小野分科会長 特になければ、報告事項の に移りたいと思います。

管理課長、お願いします。

高柳管理課長 報告事項 でございますけれども、資料5に第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を報告しております。

Bの欄に採捕の数量がさんま1,000tになっておりますけれども、以下魚種別を書いております。まだ暦年のものは始まったばかりということもあって低い数字になっておりますけれども、全般的には採捕は昨年とは同程度の状況でございます。

なお、スケトウダラとズワイガニにつきましては漁期が暦年ではないということになっております。

以上でございます。

小野分科会長 特にございますか。

#### 資源回復計画の進捗状況について

小野分科会長 なければ、報告事項「資源回復計画」に移りたいと思います。

高柳管理課長 報告事項の でございますけれども、資料6に資源回復計画の進捗状況というものをつけております。

これは昨年11月の前回の本分科会におきましてお話がございまして、資源回復計画の全体の状況について御説明したいということで、こういったものをつけさせていただきました。

具体的には水産庁といたしましては、平成16年度までに50程度の魚種の中から、準備が整ったも

のにつきまして逐次計画策定に着手していただきたいと考えております。その50魚種のリストが、資料を1枚めくっていただきまして6 - 2のページにあるものでございます。

このうち太字で書いております、太平洋南の伊勢湾・三河湾のトラフグ、アナゴ、シャコ。また、瀬戸内海のサワラ、日本海西部のアカガレイ、ズワイガニの3つにつきましては、既に計画ができております。

これ以外にも、本日ただいま太平洋北部の沖合性カレイにつきまして御議論いただき、当分科会で御了承いただきました。

ほかに がついているものが、いわば熟度が高いものでございますけども、全国のマサバ（太平洋系）が熟度が高いということで をつけております。

ほかには第2期以降といたしまして、右の欄になりますけども、日本海北部の方のハタハタ、マガレイが をつけております。これは現在、漁獲努力量の削減措置の内容につきまして、漁業者等との間で検討を進めているところでございますけども、これが現在、次に私どもとしてT A Eがお願いする魚種と考えております。早ければ、本年7月ごろにも開催していただきます水政審におきまして、政令指定等に関しまして諮問ができればと考えております。 をつけたものが、 の次に熟度が高いというものでございます。

ページを1枚めくって6 - 3でございますけども、ここに をつけたものの個々の現在の検討状況を付しております。仙台湾沿岸性カレイ、マガレイといった形でございますけども、基本的にはいずれも計画の対象とすべきかどうかといったことを含めて、現在関係の地元漁業者等と検討を進めている状況でございます。

基本的にはやはり、地元との合意形成をまず考えていることから、こういった手法をとっておる状況になっております。

今後の予定といたしましては、まず3月中に瀬戸内海、あるいは日本海西部、あるいは日本海北部につきましては、広域漁業調整委員会を開催しまして、さらに本年4月、5月には日本海北部につきまして広域漁業調整委員会を逐次開いていくといったことで、 をつけたものが、より具体的な傾向をつくるというふうになれば、 を付していくといったふうと考えております。

また、こういった状況につきましては、逐次当分科会に御報告していきたいと考えております。以上でございます。

小野分科会長 ただいまの資源回復計画の進捗状況につきまして、何か御質問ございますか。これはこれから進むということもありますが、特にございませんか。

## そ の 他

小野分科会長 なければ、その他と書いてありますが、本日の議題に関係ないことでも、委員の方々の御意見、御質問があれば承りたいと思います。特にございませばお願いいたします。

特にございませんか。

その他は特にないということで、事務局から何かありましたらお願いいたします。

山川漁政課長 次回の資源管理分科会の開催でございますが、中型さけ・ます流し網漁業及び遠洋底びき網漁業の公示の話等ございますので、4月8日火曜日午後2時からということで開催を予

定しております。

以上でございます。

小野分科会長 それでは、本日の資源管理分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

なおこの後、午後3時半、もうすぐですが、この場所において水産政策審議会総会を開催いたしますので、引き続きよろしく願いいたします。

閉\_\_\_\_\_会